

ご存じ
ですか

国民年金保険料免除制度

国民年金は、二十歳から加入し、六十歳までの四十年間、保険料の納付が必要ですが、所得の減少や失業などで、経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって国民年金保険料の納付を免除される制度があります。

この保険料免除制度には、

全額免除と半額免除があり、承認を受けるためには、被保険者本人・被保険者の配偶者・世帯主のいずれもが、前年所得などの定められた基準に該当することが必要です。

全額免除制度とは

■保険料が、全額免除されません。

■免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は、全額を納めた場合の三分の一の計算になります。

半額免除制度とは

■保険料の半額が免除され、

半額を納めます。

■半額免除を承認された期間は、年金を受給するための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の額は、全額を納めた場合の三分の二の計算になります（半額免除を承認されても、半額の保険料を納めない場合は未納期間となります）。

申請の手続きは

市民課国民年金係へ「国民年金保険料免除申請書（全額・半額）」を提出してください。

●持ち物

- ▽年金手帳
- ▽印鑑（本人が署名する場合は不要）
- ▽失業などの場合は、雇用保険の「雇用保険受給資格者証」、または「離職票」の写しなど

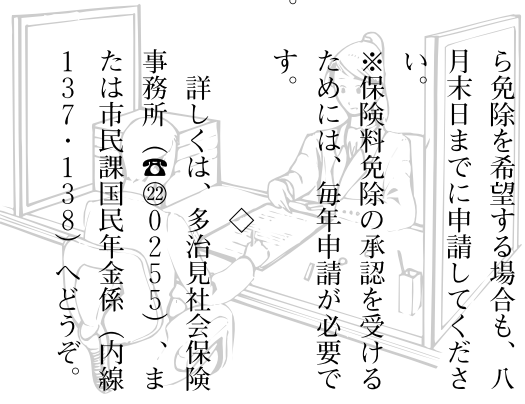
承認期間は

七月（または、申請した月の前月）から翌年六月までになりますので、七月から免除を希望する場合は、八月末日までに申請してください。

なお、六月まで承認を受けている方で、引き続き七月から免除を希望する場合も、八月末日までに申請してください。

※保険料免除の承認を受けるためには、毎年申請が必要です。

詳しくは、多治見社会保険事務所（☎20255）、または市民課国民年金係（内線137・138）へどうぞ。



80歳以上で自分の歯が20本以上ある方を募集します

保健センター・☎2010

10月17日（日）に開催される「健康を守る市民の集い」の会場で、80歳以上で自分の歯が20本以上ある方を表彰します。該当する方は、7月15日（木）までに保健センターへご連絡ください。なお、今までに表彰された方は対象となりません。
※かぶせてあったり、治療してあっても、自分の歯であれば対象となります。
詳しくは、保健センターへどうぞ。

8020運動実施中

80歳になっても20本、自分の歯を保ちましょう

7月は青少年の非行問題に取り組む全国強調月間です

土岐市青少年育成市民会議

青少年の健全な育成は、大人一人ひとりの責務です。地域・家庭が一体となって、青少年の健やかな成長のための社会環境づくりに努め、青少年の非行防止に努めましょう。

気軽に相談を

子どもの言動がおかしいと感じたときには、次の機関へ早めにご相談ください。

- 青少年SOSセンター（☎0120-247-505）
- 子ども・家庭電話相談室（☎0120-761-152）
- 県警ヤングテレホンコーナー（☎0120-783-800）
- 子ども支援室（☎0120-743-070）
- 東濃子ども相談センター（☎21111）